

經濟環境委員會記錄

1 日 時 令和3年12月13日（月曜日）

開 会	午前10時05分
休 憩	午前10時48分
再 開	午前11時16分
休 憩	午前11時33分
再 開	午前11時40分
休 憩	午前11時41分
再 開	午後 0時00分
閉 会	午後 0時08分

2 場 所 第 3 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	押 田 大 祐
副委員長	尾 上 一 彦
委 員	飯 山 勝 彦
//	澤 田 和 秀
//	泉 英 之
//	上 野 螢
//	舍 川 智 也

委 員 松 尾 茂
// 鋪 田 博 紀

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

部長	杉谷 要
理事（環境センター所長）	伊東 繁
部次長	茶木 聖一
環境政策課長	沼崎 益大
環境保全課長	飯田 哲
環境センター次長（管理課長）	長崎 秀樹
環境センター業務課長	田近 淳
環境政策課主幹（調整担当）	窪喜 大輔

【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	梅沢 宗仁
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	竹井 博文
商業労政課長	高橋 洋
工業政策課長	坂口 輝之
薬業物産課長	由水 正恵
観光政策課長	佐伯 徳生
公営競技事務所長	松本 晃司
職業訓練センター所長	宮田 一博
商業労政課主幹（調整担当）	仙石 正明

【農業委員会事務局】

事務局長	井水 清智
参事（事務局次長）	久郷 元幸

【農林水産部】

部長	山口 忠司
理事（農林水産部次長）	酒井 秀祐
部次長（技術担当）	本林 成元
農林事務所長	梅田 一好
地方卸売市場長	杉本 周児
参事（農村整備課長）	前田 剛
農政企画課長	三邊 泰弘
農業水産課長	谷井 隆彦
森林政策課長	金井 誠
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
農林事務所農地林務課長	谷崎 友紀
地方卸売市場次長	水野 智
営農サポートセンター所長	山崎 晃
農政企画課主幹（調整担当）	高畑 亘

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課主任	牧石 真理
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和3年12月定例会の経済環境委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、泉委員、鋪田委員を指名いたします。
これより、環境部所管分に入ります。
報告案件として提出されている
報告第51号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第40号を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

環境センター 〔議案書により説明〕
業務課長

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、

生ごみリサイクル事業の廃止について、
「家庭ごみ有料化」の導入について、
当局の報告を求めます。

環境センター次長 〔委員会資料により説明〕
(管理課長)

委員長 ます、報告事項の1つ目、生ごみリサイクル事業の廃止について、何か質問はございませんか。

泉委員 委員会資料2ページ(2)カラス対策のところの最後に、集積場の環境改善のため、集積場の設置を推奨と書いてあります。これは、住民にただ単にお願いをするだけなのか、あるいは、新たな補助制度や補助の上積みということも考えていらっしゃるのか、お伺いします。

環境センター次長 今現在も補助制度は設けておりまして、新たに制度を設けるということは、今のところは考えておりません。今ある制度をより周知していくという方法を考えています。

上野委員 この事業はもともと環境部のほうで進められていて、一部地域でしかやっていないという

ことで、私としては地域を拡充していったほうがいいのではないかという立ち位置ではあったのですが、今現在バイオガスが生成されていますが、この事業を廃止するとなりますと、どれくらいの影響が出るものなのでしょうか。

環境センター次長
(管理課長) 生ごみの回収量としましては、令和2年度で683トンということで、こちらの部分がリサイクルではなく可燃物回収に回るということになります。

上野委員 これは次の事項にも関わることだと思うのですが、ごみの量を減らそうとしているにもかかわらず、こうした事業を廃止してしまうと、ごみの量が増えるということになってしまっただけでは本末転倒だと思うのですが、その点についてはどういうふうに考えておられますか。

環境センター次長
(管理課長) まず、この生ごみリサイクル事業につきましては、富山グリーンフードリサイクルという生ごみリサイクルを実施しておられる全国的にも非常に特殊な事業者がおられたことによって成り立っていた事業でありまして、全国で見ても中核市では豊橋市と富山市しか行っ

ていない、非常に特殊な事業であります。
その事業者が検討された結果一産業廃棄物や家庭系、事業系の一般廃棄物など、いろいろなものを取り扱っておられる中で、産業廃棄物の比率が非常に大きいと。市の生ごみリサイクル事業につきましては全体の7%程度ということで、そちらに対する支援なども難しい状況でありまして、非常にいい事業ではあったのですが、廃止の判断をさせていただくことになりました。

鋪田委員

エコタウンに関して言うと、始まった経緯などを知っているのは、議会の中では高田 重信議員と私ぐらいしかもういない状況です。工事のスタートのことから、今おっしゃったように、そういった特殊な事業者が幾つか集まって富山独特のエコタウンを形成してきた中での事業ということは理解しています。市の生ごみリサイクル事業は全体の7%ということだったので、ほかの産業廃棄物についての事業は、事業者が今後も継続されていくというふうに考えればよろしいのでしょうか。

環境センター次長
(管理課長)

現行は2系統の設備で全体の量を賄っておられるということなのですが、施設になるべく

負荷をかけない範囲で、産業廃棄物の液体系のものに特化して処理をされることで処理量が半減されると。2系統を交互運転という格好で対応されるとお聞きしています。

鋪田委員

それは分かりました。

あと、先ほど私どもの会派の泉委員から質問があった、集積場設置に対する新たな補助や上乘せの意味としては、もともとこの都心地区の生ごみの集積については、課題があった地域を対象にするということでした。やはりカラスやいろいろな動物に荒らされるという生ごみに関する課題は引き続き残っていくので、それを防ぐために一今回、この事業がなくなるので、市全体の助成制度に加えて、こういった地域特有の事情を鑑みて何かプラスアルファでの上乘せは考えていらっしゃるのかという意味だと思うのですが、その点はどうでしょうか。

環境センター次長
(管理課長)

今のところは上乘せということまでは検討しておりません。ただ、今、生ごみの回収に当たっては専用の容器を御使用いただいています、皆さんの御意見もあるとは思いますが、そちらについては引き続き使用していただけるような対応を取っていかうかと考えて

います。

鋪田委員 生ごみに関する様々な課題については、引き続き我々も注視していきまますし、現場でもそういった住民の声も聞きながら進めていただきたいと思います。

松尾委員 今のクラス対策のことなのですからけれども、そもそもごみの集積場を置く場所がないので大変な思いをしていらっしゃるという現実があるので、折り畳み式とか簡易式の集積場などの設置を推奨ということではなくて、やはり何かもう少し検討していく必要があるのではないかと感じました。

場所に関しても、これまでもそうだったのだと思いますけれども、しっかりとその地区に入っていたら見つけてあげるという作業も重要になってくると思います。

これは自分の住んでいる地域もそうですけれども、恐らく大変な地域はたくさんあると思うので、またしっかりとその地区に入って相談に乗っていただきたいと思います。そのことについて一言いただけますか。

環境センター次長
(管理課長) もともとスペースの問題でネットを使用しておられるところが多かったのですが、この事

業の実施の間に、可能な範囲で大分移行はしていただいています。また今後も、御相談に乗りながらいろいろと対応していければと考えています。

尾上委員

先ほどの答弁の中で、ガス化するというのはまれというか、全国でも珍しいリサイクル方法ということで、大抵は堆肥化だと思っています。

先ほどもありましたけれども、取りあえず今年度いっぱい処理量を半減されるということで仕方のないことかもしれませんが、今後、例えば富山地区広域圏で何かするといった提案などを行っていくという考え方はあるのですか。いわゆる直営というか、富山地区広域圏の施設のどこかに堆肥化施設を造るとか、生ごみリサイクルをしていくような提案をするといったことは何か考えておられるのですか。

環境部長

富山地区広域圏のほうでは、今のところそういった考えはないということでございますけれども、今後、やっぱり必要が生じることも考えられますので、それは検討していただきたいと思いますし、我々も調査なり研究をしていかなければならないのではないかと

思っています。

委員長 ほかにも質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 続きまして、家庭ごみ有料化の導入について、御質問は何かございませんか。

舎川委員 家庭ごみ有料化の導入についてということで御説明いただきました。これは昨年度の令和3年3月定例会で、我が会派からの代表質問でお答えになられたものと記憶しています。いよいよこういった話が具体化してきたなというふうに聞いていた次第であります。ごみの有料化に対しては、本当にごみの減量につながるのか、また、仮に減量できるとしても、その効果が持続するのか、あと、ごみの有料化によって不法投棄が改めて増加するのではないかというような、様々な懸念があると思います。この家庭ごみの有料化については、3Rのうちのリデュース、発生抑制ということがまずはメインなのだろうと思っておりまして、令和5年度に向けていろいろ段階を踏んで、慎重に進めていくべきだろうと思っています。

先ほど御説明を聞いた中で、資源物を除く20%を削減するという報告を受けました。本年度、ごみの組成分析を行ったと記載してありますけれども、まず、その結果がどうだったのか、過去との比較で教えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

環境センター次長
(管理課長)

今年の4月にクリーンセンターで可燃物と不燃物の両方の中身を分類しまして、重量の比率を調査するという組成分析を行いました。その結果につきましては、燃やせるごみのうち生ごみが約35%、次いで紙類が約33%、プラスチック類が約21%となっております。

燃やせないごみにつきましては、家電など水銀廃棄物が64%、次いでプラスチック類が15%、金属類が11%、ガラス・陶磁器類が9%といったような順番になっております。

5年前の平成28年度にも行ったのですが、そのときとの比較につきましては、燃やせるごみで構成比の大きな変化は特になかったのですが、燃やせないごみでは家電などの水銀廃棄物の割合が増えておりまして、金属類やガラス・陶磁器類の割合が減っている状況になっています。

舎川委員 調査の結果、資源物がどのくらい含まれていたのかということについても、過去と比べてどうだったのか教えてもらえますか。

環境センター次長
(管理課長) ごみとして排出された資源物の割合を見ますと、燃やせるごみでは段ボールや紙製容器包装、ペットボトルやプラスチック製容器などが約32%、燃やせないごみでは小型家電やアルミ缶などが約23%含まれておりました。5年前の平成28年度の分析では、燃やせるごみには約34%、燃やせないごみには約25%含まれておりました。

舎川委員 プラスチックの一括回収などで一定の減量化や資源化・有料化する前にそういった施策を進めるべきだと考えますけれども、そういったことの実施は考えているのか教えていただけますか。

環境センター次長
(管理課長) プラスチックの一括回収につきましては、本年6月に法律が成立しまして、施行が来年4月1日とされています。現在、市では一括回収の実施に向け、こういった影響、効果があるのかという調査・検討を進めておりました、実際に導入することになった場合には、分別方法や収集体制など、

いろいろな変更を伴うということで、準備や周知に期間はかかりますけれども、なるべく早く実施したいと考えています。

舎川委員

分かりました。

先ほど、制度導入に向けた今後の検討項目の中で、負担軽減措置というものも御説明されました。経済的な配慮とか、社会的な導入による影響など、その辺についてはお考えになっておられると思います。

高齢者のごみ出し支援などについてもおっしゃいましたけれども、負担軽減措置について、改めて具体的にどういったものを考えておられるのか教えてもらえますか。

環境センター次長
(管理課長)

負担軽減措置につきましては、今後の検討事項ということになってくるかと思えますけれども、地域の清掃活動ですとかボランティアの清掃ごみについて、また生活保護の方、低所得者の方にとっても過度な負担とならないよう、社会的、経済的にも配慮する必要があると考えています。

舎川委員

その辺は本当に慎重に考えていただいて一決まるとなれば、私たちもやっぱり市民の方に説明していかなければならないですから、具

体的にちゃんとしてほしいなと思います。
最後に、有料化の導入効果として、ごみの減量等を現状でどのように考えておられるのか、見込みを教えてください。

環境センター次長
(管理課長) ごみの有料化による減量の効果は一先ほど目標というふうにお伝えしておりましたけれども、調査によりますと、平成17年度以降に導入した88市では約20%減量されたという効果が出ているところから、まずはこれを目標にしたいと考えています。また、あわせて、中核市で有料化を導入しているところでの数値にもなるものですから、これが1つの目標というふうに考えています。

舎川委員 分かりました。
他都市や全国での導入の状況として、64.5%の市区町村で導入済みと書いてあります。64%がやっているから富山市もやろうというようなことではなくて、なぜやるのか。いろいろお示しになられましたけれども、まず、富山市としてやらなければいけないのだということをお示しの方にしっかり御理解いただけるように、令和5年度までの予定をしっかりと話ししていただいて一繰り返しになりますけれども、なぜ有料化しなければいけない

のかというところを大前提として、しっかり理解できるような活動を今からしていったほしいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

泉委員

まず、1つお聞きしたいのは—これは今後の検討課題だということですが—手数料の徴収方法について、概ねどんな方向なのか、ごみ袋に賦課するのかというところだけ御説明いただきたいと思います。

環境センター次長
(管理課長)

先行事例を見ていますと、袋による徴収方法が比較的多い状況になっております。そのほかには、シールを添付するとか、袋とシールを併用するといったところが見受けられますので、実情なども見ながら検討していくことになるかと思っています。

泉委員

舎川委員と重複しますが、ぱっと見て、目的が曖昧です。本来だったら、こうだから有料化を提案したいと—リデュースに力を入れるのならば力を入れるということでもいいのですが—今回は委員会への説明だけですけれども、市民に説明するときは、まず第一に目的があってしかるべきだと思うので、その辺のところをまとめておいていただきたい。

それと、単純に言いますと、これは税の二重取りになるわけです。今までは市民から税金として頂いたお金でごみの回収を行っていましたがけれども、ごみが過度に出ていると。税の二重取りになるということで、これは非常に気をつけないと、やっぱり反発材料になると思います。

加えて、ごみは毎日出て、収集しないと駄目なので、低所得者ほど負担になります。例えば、小学校のPTA会費を50円から100円に値上げするだけでも大きな問題になるのに対して、毎日のごみ袋が一今は百何十円か200円か知りませんが一過度な課金をするという事は、必ず低所得者に対する負担になるということで、この辺は本当に慎重に進めないと大きな問題になりそうな気がしています。改めて、金額の上げ方というか、どの程度の割合を考えておられるのかお伺いします。

環境センター次長
(管理課長)

今現在、スーパーなどで富山地区広域圏指定ごみ袋というものが販売されていますけれども、こちらについては処理料等は加算されていなくて、袋としての値段ということになっています。大体1袋7円から9円ぐらいになっているかと思います。

有料化を実施されているところでいいますと、それに処理料が上乘せされるということで、単価についてはそれぞれの自治体によっていろいろ違いはあるところですが、1リットル1円前後というところが比較的多いと。1つの例でありますけれども、45リットルで45円というものが先行しているところの目安という考え方になります。

あと、低所得者層の方への配慮ということで、それは当然必要なことだと十分認識しております。単価の設定と配慮のバランスと申しますか、そういった方への対応も当然併せて検討していく必要があると考えています。

泉委員

本当にこれは大きな問題になりそうな気がしたものですから、慎重に御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

松尾委員

先ほど舎川委員からも少し話が出ましたけれども、有料化することによって不法投棄の問題が非常に心配だと思っています。今現在も、ごみの集積場に鍵をかけて、カメラまでつけないといけないのかというような相談が数多く寄せられています。

そういった中で、不法投棄をどう防いでいくのかということをも市民の皆様と並行して提案

していかないと、なかなか難しいのではないかと思います。その点、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

環境センター次長
(管理課長) 不適正排出や不法投棄ということは当然懸念されるところであります。

これは他都市の例になるのですけれども、従来からの広報ですとかホームページ等でのいろいろな周知に加えて、パトロールの実施や看板などの設置といった対応をしておられるところも見受けられますので、そういった対応も十分検討していく必要があると認識しています。

松尾委員 恐らくそれだけではなかなか難しいと思うのです。他都市のこともそうですけれども、やっぱりカメラなどの設置は避けられないのかなと一自分自身でも今、悩みの1つではあるのですけれども……。

そういったことも含めて、本当に慎重に進めていかないと、有料化だけで市民の皆様が納得されるということはないと思います。こちらでも検討しますけれども、しっかりと議論していきたいと思いますので、よろしく願いします。

澤田委員 低所得者層もそうなのですけれども、今までごみを出さないように努力していた家庭と、そうではない家庭が当然いますよね。あとは、大所帯の家庭、個別世帯もありますが、一律に全部同じというふうに考えておられるのですか。例えば、1回のごみ出しで1袋しか出さない家庭もあれば、3つも4つも出す家庭もありますので……。

環境センター次長
(管理課長) 実際に袋での有料化になるのかどうかは分からないのですが、袋の場合ですと、例えば、袋の大きさ—大きい40リットル、45リットルだけではなくて、30リットルだったり15リットルなど、その種類としてはどのあたりが適切かということで、大きい袋ですかすかに出すというようなことにならないように、検討していく必要はあると思っています。

澤田委員 今は例えばの話だったと思うのですけれども、袋で分けるとすると、ごみの量に合わせた大きさの袋で出さないと損するので、いろいろな種類のごみ袋を買わなければいけなくなってきました。また、今までだったら不燃物と可燃物は同じごみ袋だったと思うのですが、リサイクルの部分には課金しないというふうにおっしゃったので、その袋もまた別に買わな

ければいけないという話になってきます。そういう市民の負担はどう考えておられますか。

環境センター次長
(管理課長) まず、いろいろな種類の大きさの袋を1つの家庭でそろえる必要があるのかどうかは、ある程度のパターン一量が1週間で大体どのぐらいかとか、可燃ごみであれば週2回の収集ですので、例えば、週1回は大きめの袋で出して、生ごみや小さめのものはもう1回るときに小さめの袋でというように、御家庭によって使い分けの方法はあるかと思えます。

委員長 澤田委員、当局は質問に答えていますか—もう一度質問をどうぞ。

澤田委員 リサイクルできるものは課金しないと言われました。ということは、有料のものとそうでないもので、袋も変えるということですよ。

環境センター次長
(管理課長) 有料のものについては指定の袋を購入していただくことになると思うのですが、それ以外の資源物については、従来から、袋を購入されて排出される方もおられますし、例えば、何かで送られてきた際の袋などを使い回して排出されるという使い方もおられると思うので、資源物については従来どおりという

ことになるかと思えます。

澤田委員 リサイクルできるものはどんな袋でも出していいということですか。

環境センター次長 今のところはそういうふうに想定しています。
(管理課長)

澤田委員 今のよう細かいことを言い出すとかなり切りがないことになりまして、やっぱり市民感情としても、「これはどうなの」ということはたくさんあると思うのです。その辺の配慮はしっかりとさせていただいて進めていかないと、やっぱり市民の納得はなかなか得られないのではないかと思いますので、皆さんもおっしゃっていますけれども、その辺は丁寧に進める必要があると思えます。

上野委員 1点お聞きしたいのですけれども、八王子市では有料化してもう10年以上たっていると思うのですが、ごみの減量効果については、こういった数値が継続しているのか、それとも、ある程度落ち着いて、ちょっと戻ってきているような傾向があるのかということをお教えいただけますか。

環境センター次長
(管理課長) 八王子市個別では把握していませんのでけれども、総体的といいますか、先ほどの平成17年度以降の88市の状況でいいますと、有料化して2年後と5年後の減量の数値を調査しておられまして、2年後よりも5年後のほうが僅かですが減量が進んだという調査結果があります。個別には分からないのですが、そんなに大きくリバウンドはしていないと考えています。

上野委員 先ほどお聞きしていたら、1袋当たりの単価はそれなりに上がりますので、やっぱりどれだけ継続するのかということも市民の方に一定程度御理解いただくことも必要かと思えます。皆さんがおっしゃるとおり、丁寧に説明していただくことが必要だと思えます。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、環境部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、経済環境委員会環境部所管分を終了
いたします。

午前 10 時 48 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 16 分    再開

委員長            経済環境委員会商工労働部所管分の議案の審  
査を行います。  
議案第 220 号    土地処分の件（呉羽南部企  
業団地分譲地）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

工業政策課長    〔議案説明資料により説明〕

委員長            これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。

これより、議案第220号の討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第220号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、当委員会に付託されました

令和3年分請願第8号-2 地方たばこ税を  
活用した分煙環境整備に関する請願  
を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりでありま  
す。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局

〔請願文の朗読〕

委員長 次に、本請願について、当局の見解を求めます。

商業労政課長 当局の見解を申し上げます。

飲食店等の喫煙に関しましては、望まない受動喫煙をなくすため、改正健康増進法により、令和2年4月から飲食店や宿泊施設等において、屋内での原則禁煙が義務化され、喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要となりました。

こうした中、国では飲食店や宿泊業等の中小企業事業主を対象に受動喫煙防止対策助成金制度を創設され、喫煙室等の設置・改修に要する費用の一部を支援することとされております。この助成金の助成率は、飲食店の場合は対象経費の3分の2、それ以外の施設は2分の1となっており、助成の上限額は100万円となっております。

市といたしましては、現在のところ、屋内喫煙施設設置のための助成制度を設ける予定はありませんが、国において、健康増進法の改正趣旨にのっとり、望まない受動喫煙の対策の実施に向け、助成金の内容の充実や助成金のPRの推進を図っていただきたいと考えております。

委員長            それでは、本請願についての御意見、または  
ただいまの当局の説明に対する質疑等はござ  
いませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本請願を  
継続審査とするとの御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和3年分請願第8号－2の討論  
に入ります。  
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
これより、令和3年分請願第8号－2を挙手  
により採決いたします。  
本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手全員であります。  
よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。  
以上で当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第52号 専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

観光政策課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、商工労働部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問等はありませんか。

舎川委員 薬都とやまのイメージについて伺います。

くすりの富山ということで、300年の歴史、伝統もあって、全国に向けて富山の売薬というものの商圏を広げて、富山のイメージコール薬ということも考えられます。

そうした中で、今年の3月、10月に本市の配置薬業の事業者で、ジェネリック医薬品を自主回収されるということがありました。

そういったことを受けて一富山市として、とやまの薬は本当に大切な地域資源であると思えますし、これからも大切に守っていくべきだと私は思っていますけれども、自主回収が続くことに対して、まずは率直に富山市の受け止め方といえますか、思いをお聞かせいただきたいと思います。

商工労働部長 今、舎川委員がおっしゃったとおり、今年3月と10月に製薬メーカーによる自主回収が2件続いているということは、これまで関係者の皆様が地道な努力によりまして築き上げてこられた、国内有数の医薬品製造拠点としての薬都とやまへの信頼を揺るがしかねない行為として、誠に遺憾だと思っています。このため、市といたしましては、くすりの富山の信頼を再構築することが何よりも重要であると考えてございます。

舎川委員

部長の力強いお答えをいただきました。

この富山のくすりというものは、製薬と併せて、富山の製造業に対しても非常に大きな影響を与えているところであります。

おっしゃったように、ブランドイメージの向上なども富山市にとって大切なことでもありますし、先ほどの繰り返しになりますけれども、富山の地域資源ですから、これからも大切に守っていかないといけないと思っています。

一緒にこの危機を乗り越えるために、売薬さんやそういった事業者などに対する、富山市としての支援の手ですとか、そういった取組について、具体的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。

薬業物産課長

本市といたしましては、市薬業推進協会という市内の製薬企業等の団体と連携して、富山の製薬企業の優れた製造技術や品質管理の取組を紹介するようなPR動画の作成等に着手しており、情報発信を行うほか、県薬業連合会が実施される、再発防止に向けた研修会の開催支援などにより、富山のくすりのブランドイメージの向上に取り組んでまいりたいと考えています。

また、現在のところはまだないのですが、販売業者の方からの御相談等があれば、

県や市の関係部署と連携して対応してまいりたいと考えています。

舎川委員

本当に心強いお言葉であります。配置薬業の方々も今、本当に苦しい思いをしておられます。

報道等でもマイナスという言葉がありましたけれども、これをいい機会と捉えて、さらに富山のブランド力を上げて、この地域資源をどんどんまた発信できるように、行政と民間事業者の方を我々も精いっぱい応援していきたいと思っています。一緒に取り組んでいければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

泉委員

今の話と関連して、配置薬業の方々の御意見もちょっと耳に入ってきているのですが、高齢の方々が多いので、例えば、金融支援を受けるのかどうか一仮に無利子、無担保であっても、もうやめてしまおうかというような、本当に切実な物言いをしていらっしゃいます。重ねてなのですが、事業者の方への支援策を打ち出していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。要望です。

委員長

ほかにございませんか。



〔発言する者なし〕

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
                  以上で、経済環境委員会商工労働部所管分を終了いたします。  
                  暫時休憩いたします。

午前 11 時 33 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 40 分 再開

委員長 経済環境委員会農業委員会事務局所管分に入ります。
 本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はございませんので、この際、何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、経済環境委員会農業委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

~~~~~

午後 0時00分 再開

委員長 経済環境委員会農林水産部所管分の議案の審査を行います。  
議案第222号 字の区域の変更及び廃止の件、  
議案第223号 字の区域の変更及び廃止の件、  
議案第224号 財産の無償譲渡の件、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

農村整備課長 〔議案第222号について、  
議案第223号について、  
議案書により説明〕

農林事務所 〔議案第224号について、  
農業振興課長 議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
まず最初に、字の区域の変更及び廃止について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 続きまして、富山市山田りんご体験農園管理

施設の無償譲渡について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第222号から議案第224号まで、以上3件を一括して討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第222号から議案第224号まで、以上3件を一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第51号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第42号を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

営農サポート センター所長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、農林水産部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で経済環境委員会農林水産部所管分を終了いたします。  
農林水産部の皆さんは御退室願います。

説明員が退室しますので、しばらくお待ちください。

〔農林水産部退室〕

委員長

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了しました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
まず、視察日程及び視察先については、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、1月24日（月曜日）から26日（水曜日）までの2泊3日の行程で、沼津市、熱海市、仙台市を視察したいと思います。  
それぞれの視察目的については、沼津市においては、商店街におけるアーケード撤去の効果等について、熱海市においては、自伐型林業推進事業について、釣り文化振興モデル港の取組について、仙台市においては、熱エネ

ルギー有効活用支援補助金等に係る導入実績とその効果についてであります。

なお、視察に当たっては、お手元に配付のとおり、先般の各派代表者会議において決定されました、行政視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えています。

これらのことを踏まえ、視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

この後、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

また、3日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと思います。

なお、この後、再び感染が急拡大し、警戒レベルが引き上げられた場合は、視察を中止・延期することもございますので、あらかじめ御了承願います。

これをもって、令和3年12月定例会の経済環境委員会を閉会いたします。

令和3年12月定例会  
経済環境委員会記録署名

委員長 押 田 大 祐

署名委員 泉 英 之

署名委員 鋪 田 博 紀